
令和3年第5回川場村議会定例会会議録第2号

令和3年12月3日（金曜日）

議事日程 第2号

令和3年12月3日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（2番・3番）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第64号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第65号 川場村下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第66号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第5号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	津久井 俊 雄 君	2番	角 田 宣 治 君
3番	小 菅 秋 雄 君	4番	飯 塚 貞 次 君
5番	丸 山 敏 雄 君	6番	細 谷 市 衛 君
7番	星 野 孝 之 君	8番	黒 田 まり子 君
9番	新 木 敏 郎 君	10番	角 田 文 雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	宮 内 実 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	角 田 圭 一 君
住 民 課 長	宮 田 重 雄 君	健康福祉課長	小 林 巧 君
むらづくり振興課長	戸 部 正 紀 君	田園整備課長	今 井 忠 君
教育委員会事務局長	布 施 伸一郎 君	会 計 管 理 者	春 原 久 代 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	栞 原 達 也	書 記	田 中 玲 子
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午前9時00分開会・開議

○議長（角田文雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（角田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において2番角田宣治君、3番小菅秋雄を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（角田文雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

4番飯塚貞次君。

〔4番 飯塚貞次君発言〕

○4番（飯塚貞次君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

川場村議会の川場村議員の定数について質問いたします。

川場村議員定数は、平成19年に12人から10人へと削減され、現在に至っています。削減された理由は、人口の減少や行財政改革によるものと伺っています。今後も人口の減少が見込まれる少子高齢化社会に向かう中で、社会経済情勢も大きく変革するものと考えています。

このような中で、川場村議員の定数について、外山村長はどのようなお考えをお持ちかお伺いしたいと思います。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 皆さんおはようございます。

飯塚貞次議員の一般質問にお答えいたします。

地方議会は、日本国憲法において住民の直接選挙による議員で構成される議会を議事機関として設置する旨規定され、住民の代表機関であり、議決機関であると定められております。

地方自治法では、最も基本的かつ本質的なものとして議決権に関する規定が存在し、団体意思の決定機能を定めております。また、議会は長その他の執行機関の事務執行に対する監視機能として、検査権や調査請求権、調査県等を有しており、当該地方公共団体の行政全般にわたる監視機能を果たす

ことが求められております。さらには、議事機関としての審議、議決、あるいは議案提出を通じ、議会としての政策形成機能を担うところであり、議案の提出権、修正動議、専門的事項の調査、条例の制定、改廃や予算等の議決権等が規定をされております。議会と長は、ともに住民の直接選挙により選ばれる二元代表制が取られております。このように地方自治制度の根幹にある二元代表制の下において、民主的で公正な行政運営の実現が期待をされております。

本村のように小規模団体の議会においては、一般に議員と住民との距離が近く、地域課題をきめ細やかにし、意思決定に反映されるという地域住民の代表としての機能がより強く求められております。

飯塚議員のご指摘のとおり、議員定数は昭和22年の22人から、昭和46年の16人、その後昭和62年に12人となり、現在の10人の定数は平成19年の条例改正により適用されております。定数減については、人口減少や行政改革などを勘案し実施されたものと思っております。

地方議会では、近年議員のなり手不足が指摘されていて、定数に満たなく再選挙が行われる地方自治体もあるやに伺っております。本村においてもその可能性を否定するものではありません。

県内の町村議員の平均年齢は64歳で、六十、七十歳代で73%を占めている現状があります。60歳未満の議員が少ないことは、働き盛りの方にとって参画したくてもできない現実があると思われまます。これらを改善するには、議員の処遇改善や議会の在り方も現代社会の実情に合わせて見直しも必要ではないかと感じているところであります。

人口減少を踏まえながら、議会の存在意識を十分に発揮するようにしなければならないと考えております。

議員定数に関しましては、第一義的に議会において十分な議論により方向性を示し、村民や関係者との議論により決定されるものと理解をしております。

以上、飯塚貞次議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（角田文雄君） 飯塚議員。

〔4番 飯塚貞次君発言〕

○4番（飯塚貞次君） 今外山村長の答弁の中で、見直しの時期等が示されていませんでしたが、見直しの時期等につきまして、外山村長のお考えありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 時期等のご質問でございますが、先般のみなかみ町議会において、来年行われる町議会選挙の前にして議員定数4人減ということで、みなかみ町議会も定数を削減するということが決定をされているようであります。また、沼田の市議会におきましても、定数減というのがやはり議会において決定をされていると伺っております。

そういったことを踏まえますと、議員皆様に議員協議会等々、十分議論をしていただくということはもちろんでございますが、ちょうどこの次の改選が来年、再来年になるところでありますけれども、

そういったところが1つの時期ではないかと私は考えているところであります。以上でございます。

○議長（角田文雄君） 飯塚議員。

〔4番 飯塚貞次君発言〕

○4番（飯塚貞次君） 村長のお考え分かりました。私たち議員は、厳しい行財政は分かるんですが、その中で厳しい行財政を想定する中で、議員定数の見直しにつきまして十分に議論を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（角田文雄君） 以上で、4番飯塚貞次君の質問は終わりました。

次に、8番黒田まり子さん。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） おはようございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染対策について伺います。

政府は、9月30日をもって、19の都道府県の緊急事態宣言及び8県にまたがったまん延防止等重点措置の全てを解除しました。群馬県もリバウンドを注意しながら、段階的に警戒度を下げ、今は警戒度1にまで下がりました。全国的にも感染者が減り、落ち着いてきたように見えてましたが、新たな変異株オミクロン株による感染者が見つかり、感染、伝播性の増加や抗原性の変化が懸念されています。

県内では、このところ2桁台の新規陽性者が出たり、またオミクロン株の濃厚接触者も3人認定されました。内閣官房のCOVID-19・AIシミュレーションプロジェクトによりますと、12月になるとワクチンの効果が薄れ、年末の飲食の機会が増えることから、新型コロナウイルスの感染者が再拡大し、2022年1月中旬頃に第6波のピークを迎えるのではないかと予想しております。それにつけて警戒を呼びかけております。

では、まず最初、1つ目の質問ですが、コロナ感染予防対策について、また3回目のワクチン接種をどのように進めるお考えでしょうか。

2つ目、新年度に向けコロナ禍の経済対策はどのようにお考えでしょうか。以上よろしく申し上げます。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染予防対策について、3回目のワクチン接種の進め方についてでございますが、まず今までの接種経過についてご説明をいたします。

本村では、ワクチンの集団接種を本年5月末から8月末の期間で16歳以上の村民2,184人を

対象に実施いたしました。また、追加で対象となった12歳から15歳、107人への接種は8月中旬より個別接種にて接種を実施しております。

個別接種においては、医療機関により約800人の接種が行われ、職域接種では道の駅川場田園プラザが中心となり、関係職員等約900人を対象に実施をし、その中で村民約120人が接種を受けました。

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の体制についてですが、厚生労働省より発出された追加接種についての通知により実施をしております。

まず、3回目の接種につきましては、本年3月に先行接種した医療従事者の方に接種券を送付し、今月から利根沼田医療機関で接種を開始する予定であります。村民の皆様は、2回目の接種から原則8か月経過した18歳以上の村民を対象に3回目接種を行います。また、接種券については2回目の接種から8か月以上経過した方から、月2回程度で随時発送をいたします。来年4月上旬から月に4日程度で初回接種と同様に、川場村保健センターを会場に接種日時を割り当てる方法を取らせていただく予定であります。個別接種につきましては、医療機関と調整中であります。

ファイザー社製とモデルナ社製の交互相種が可能となったことから、国からのワクチン供給がファイザー、モデルナ半々の配分となる旨通知が先日あったところであります。

国、県の指導の下、村民が安心して接種できる体制を整え、村民の健康を第一にコロナと対峙をしております。

新年度に向け、コロナ禍の経済対策については、今年度と同様に国の交付金事業を中心に考えてまいります。今現在、来年度の国の予算や事業が明確に示されているものではなく、どのような対策が講じられているかは不透明であります。

川場村としては、村内事業者や村民の皆様がコロナ禍に負けることなく、当たり前の日常を取り戻すために事業執行することが必要であることは認識をしております。しかし、多額の予算を伴うものについては、黒田議員もご承知のとおり、財政に限りがありますので、慎重に見極めることが求められます。

過去に実施をいたしましたプレミアム商品券発行事業については、地域経済を牽引する意味からも、プレミアム率の上乗せや発行枚数の増刷など、でき得限りの経済対策について実施し、コロナに負けず将来に展望をつなぎ、川場に住んでよかったと思われる事業を実施してまいりたいと存じます。

議員皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染防止対策に対して、引き続きご理解、ご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。黒田まり子議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） ありがとうございます。

なかなかコロナの関係は難しい、新しい変異株が見つかったところで難しいのかと思っていますが、3回目に関しては、ちょっと前倒しになるのではないかというようなことは報道されていますが、もしそういう前倒しになった場合の対応というのは、もちろん厚生労働省から指示が来るんだと思いますが、今の段階ではどのような感覚で捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ご指摘のとおり、ここに来ましてこの新種株が発生をしたというところで、大変危惧をされているところであります。そういう中で、日本においても2名の方の感染者、そして濃厚接触者が飛行機の同乗者ということで大分おりまして、本県においても3人いるというような報道がなされております。

しかしながら、この新種株の感染力が強いか、重症化をするとか、ワクチンが効かない、いろいろな憶測の話がございましたが、まだそういったところをはっきりと治験に基づいての結果等が出ていないわけでありまして、村といたしましては国そして県等の指示を仰ぎながら、判断をしていきたいということでありまして、この新種株が多く拡大をして、する中で国のほうが8か月の前倒しにしてやれということであれば、これは検討しなければならないということでありまして、ただ、本村においてはこれから厳冬期に入って、特に1月、2月は一番雪がある状況の中で65歳以上から始めるということであれば、お年寄りの方が保健センターに来る時に雪が積もっていたり、そこでの転倒等、今度はワクチン接種以外の危険性も考えなければならないということでありまして、雪が溶ける4月以降にやるのが一番望ましいかなと思っているところでありますが、今後の状況におきましてそれは注視をしていきたいというところであります。以上です。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） ありがとうございます。変化に応じて、速やかな対応をしていただけるものと期待しております。これにつきましては、担当課の皆様、あと利根内の医療関係の皆様にご感謝しまして、この質問を終わらせていただきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問です。川場村の第4次総合計画の取組に、村長ついて伺いたいと思います。

この10年間の総合計画というのは、他町村によりますと大体半分が来て、前期と後期と分けて5年終わったところでもう一度見直すようなことで進めている市町村もあるようですが、本村では2015年に策定された川場村第4次総合計画は、7つの目標を定め、10年間の村づくりの方向性を定めたものですが、10年計画も後半に入り、目標に挙げた7つの項目それぞれ現状と課題をお聞かせください。

2つ目が、川場村第4次総合計画はソフト事業への取組に重点を置いたものとなっています。ソフト事業というものはなかなか見えにくいものでありますが、ソフト事業の展開についてはどのような進捗状況でしょうか。現状と課題をお聞かせください。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えをいたします。

平成27年度に策定をされた川場村第4次総合計画にある7つの目標の現状と課題についてですが、計画中、村づくりの7つの目標には、健全な行財政運営、自然環境を生かした産業の育成、鳥獣害対策、環境の保全、社会保障の充実、グローバル対応を前提とした地域特性、環境、文化産業の情報体系の構築、教育・文化の発展、地域経済活性化の聖地として発展が列記をされております。

第4次総合計画は、役場中堅、若手職員と各業種にわたる40代を中心とした村民により総合計画策定専門部会が組織され、6部会に分かれた各方面からの意見を聴取し、策定されたものであります。

7つの目標が従来推進をしてきた農業プラス観光の施策をさらに発展させつつ、農業プラス環境といった川場村における環境の改善、整備にも注視し、循環型社会を礎とした田園理想郷実現のために掲げられたものとなっております。

まず、健全な行財政運営についての現状と課題ではありますが、ここで言う健全とは何かを考えたときに、私はやはり見える化が第一に挙げられると思っております。川場村が置かれている現状を村民皆様に広く公表し、求められる情報を早急かつ的確に発信することこそが健全性を保つ第一義と考えるからであります。

自主財源の乏しい現況下、与えられた予算を有効に活用することはもちろんであります。計画性を持って将来に負担を残さない財政運営は、村民から負託を受けた私の最大の使命であるとも考えております。しかしながら、今このときにしかできない、またしなければならぬ事業があることも事実であります。現在進めている役場庁舎建設などはそれに当たるものとなっております。

総合計画など各種計画の策定に当たっては、パブリックコメントをホームページ上で求めておりますが、以前黒田議員からご指摘がありましたように、今後はホームページに加え、広報かわば等でも意見を求め、村民誰もが村づくりに参画できるよう取り組んでまいります。

健全な行財政運営について申し述べましたが、個々の職員の考え方、また内部要素が大いに影響する部門でありますので、職員の育成を重要課題と捉えるとともに、働きやすい職場環境づくりに努め、そのことが村民サービスの充実にも連動するものと考えております。

次に、自然環境を生かした産業の育成の現状と課題ではありますが、本村は、恵まれた自然環境の中で農業、林業を営んでおり、その恩恵を享受するように、おいしいブランド米の雪ほたかやリンゴやブルーベリーなどの果実、あるいは多品種の野菜等収穫しております。

一方で、面積の83%を占めております森林の資源の活用につきましては、林業が衰退して以降は

大きな課題でもありました。

森林を保全育成していくためにも、山の木を切って活用することは大変重要なことでもあります。本村では、平成28年に間伐材を活用した製材施設を整備し、稼働開始をいたしました。一次加工の製材のほか、製材に向かないC材なども活用するため、木質バイオマス発電の燃料となるチップの製造も行っております。その廃熱を加温に利用した農業ハウスでは、苺栽培を行っており、新たなブランドとなるよう引き続き品質向上に努めてまいります。

木材を活用した新たな産業の創出と仕組みづくりを目的として取り組みを開始した事業であります。1つの産業として成り立つよう、引き続き事業運営の安定と需要拡大に向けて努力をしております。

また、木質チップを燃料とするボイラー施設をふじやまビレッジ、ホテル田園プラザに整備し、木材活用の拡大と化石燃料の削減に取り組んでおります。

次に、鳥獣害対策、環境の保全についての現状と課題ではありますが、村内では相変わらず野生鳥獣による被害が発生をしております。それに対応する取組といたしましては、猿の被害対策といたしまして、大型囲いわな、いわゆる地獄檻を平成27年に谷地上界戸地内に設置をいたしました。群れで行動する猿の習性を利用したもので、一度に捕獲できる頭数が多く、成果を上げております。

また、地域住民の協力により、毎年電気柵等を設置しており、現在その延長は約24キロメートルに及んでおります。特に近年設置をしている金網柵は、鹿の侵入も防ぐことができ、効果を上げております。

ここ数年の課題といたしましては、ヤマビルの生息域が年々広がりつつあり、農作物への被害はありませんが、森林整備やトレッキングなどのスポーツ、観光への障害にもなり得ることから、今後は何らかの検討をしていく必要があると考えております。

また、不法投棄による環境問題では、アメリカの犯罪学者が提唱する割れ窓理論のように、ごみのごみを呼ぶことのないよう日頃から美しい村づくりを主眼に置き、不法投棄パトロールや職員による毎月1回の清掃ボランティアなど、住民と行政が一体となった取組を実施しております。クリーンキャンペーンでは、幅広い世代の方の参加をいただき、環境教育の1つになっております。

社会保障の充実について、子育て支援、健康づくりの推進が目標として挙げられています。子育て支援といたしまして、近年出生されるお子さんが10名から15名程度と減少しており、この対策といたしまして出生に伴う支援金の支給の充実を図り、川場村子育て支援金支給条例、本年3月に一部改正し、第5子以降を出産する家庭への経済的援助を手厚くいたしました。

保健・健康づくりの推進ではありますが、新型コロナウイルス感染症により、保健・健康づくり、高齢者教室、子育て教室、民生児童委員さんが行うサロンなどが中止となり、思うような事業実施ができていないのが現状でございます。

次に、グローバル対応を前提とした地域特性、環境、文化、産業の情報体系の構築についてであります。

村の情報発信の拠点としての機能を目的の1つとして整備された川場田園プラザでは、来場者の利便性向上のため、敷地内ほぼ全域でフリーWi-Fiが使用できるよう整備いたしました。また、同じ田園プラザ内での店舗では、多数の来場者に効率よく情報を伝達し、なおかつコロナ対応として人の密を避けるため、QRコードからメニューを閲覧出来るシステムを導入しております。

現在整備を進めている役場新庁舎における案内表示なども、多言語表示やピクトグラムの活用などユニバーサルデザインを意識した整備を今後具体的に検討していかなければならないと考えております。

教育・文化の発展についてであります。本村では古くから村の発展と平和の礎は、青少年の育成に負うものであり、村づくりは人づくりであるという強い信念の下、多くの先人が教育の充実に多大な努力を積み重ねてまいりました。

本村の根底に流れるこうした教育理念をしっかりと引き継ぎながら、教育の充実による人材の育成と、伝統・文化の一層発展に努め、次の世代にバトンを渡すことが今を生きる私たちの役目であると考えております。

そこで、本村の全ての子供が明るく元気で、健やかに成長し、ふるさとに自信と誇りを持てるようにするため、学校教育の充実を図ることはもちろんであります。村民誰もがいつでもどこでも必要なときに学んだり、気軽にスポーツを楽しんだりできるようにするための環境整備に努めているところでもあります。

特に、令和7年4月に開講予定の小中一貫校については、この4月より小中学校それぞれで学校運営協議会を立ち上げ、学校や家庭、地域やその垣根を越えて、連携や情報共有を行い、より一層地域に開かれた学校となるよう活発な話し合いを進めていただいているところであります。

また、新たに建設される図書館については、村民皆様にとって快適な学びの場となるようむらの学習館建設専門委員会において、現在検討をいただいているところであります。

地域経済活性の聖地として発展についてですが、本村の田園プラザ川場事業は、道の駅でありながら道の駅そのもののほか、農業や観光、道の駅、情報発信などを包括した、村内では最も地域経済活性の聖地の役割に近い存在であると考えております。雇用の創出や農業等地方産業の振興や、観光の推進に寄与する施設であることは間違いのないところでありますし、民間企業による周辺施設との相乗効果による経済性の向上につながっております。

田園プラザ川場の機能や存在を活用しながら、地域経済活性化と川場村のブランド力向上のため、現在計画している新拠点では、企業や大学のサテライト拠点や創業支援施設、再生可能エネルギー施設等の整備を予定しております。

さらに、学校教育では小さい村こそ学校教育に力を入れてきた川場村ですが、少子化に対応し、より高度に効果的な授業形態を可能にするため、小中一貫教育移行に向け準備を進めているところでございます。

こういった施設整備が将来地域を担っていく人材育成という成果につなげるということを常に念頭に置きながら、事業を推進するということが必要であると考えております。

続きまして、先ほど申し述べました7つの目標中、ソフト事業の現状と課題についてであります。まず健全な行財政運営であります。新たに予定されている図書館の建設について、多くの利用が見込まれる村民の代表者を建設専門委員会の委員として参画を願い、施設の配置や運営について意見を求める場を設けました。

また、子ども議会でも提案のありましたWi-Fiの環境整備についても、専門委員会で報告することといたしました。このように、村民の誰もが参画できる村づくりこそ健全な行財政運営に資するものと考えております。

ここでは、代表的な事例を申し上げましたが、村の将来にまで影響を及ぼす案件については、村民参画を得られますよう努めてまいります。

自然環境を生かした産業の育成については、株式会社ニチネンの水工場の誘致が実績として挙げられます。新たな雇用の場という産業の創出の場であるとともに、豊富な天然水という恵まれた地域資源を生かした企業活動により、川場村がきれいな水に恵まれた土地であるというイメージづくりにもつながるものと考えます。

また、豊富な水という地域資源を生かした新たな産業として、桐ノ木地区において民間企業による小水力発電所が稼働を開始しております。

また、木質バイオマス発電で発電した電力は、世田谷区内の40戸の家庭に共有をしております。世田谷区との縁組協定に置ける新たな取組であると同時に、自然エネルギーを介した都市と農村の先駆的な交流として、国の環境白書にも取り上げられた取組であります。

さらに、これまで疎まれることが多く、お金をかけて伐採をしてきた竹や牛糞を活用した自然素材の培土や土壌改良材の開発、商業化に企業と連携をして取り組んでいるところでございます。

地域資源を活用した新たな産業の創出への取組は、開発費用や専門的な知識など、自治体のみでは対応できないケースが多く、企業や大学などと連携し、自治体の持つ力以上の成果を出すための取組を今後も検討していくことが必要であり、課題であると考えております。

獣害対策は、村民皆様のご尽力やご協力なくしてできないことでもあります。村では、こういったご協力をお願いするためにも、受講費用を村が負担して、村民皆様に動物追い払い用花火の取扱講習会の受講をいただいております。本年度は67名の皆様に受講をいただいております。

また、高齢化と会員減少が続いておりますが、平成27年度以降、若い世代も含め13名が新たに加入し、獣害対策に大きく貢献をいただいております。

さらに、本年度から猟友会の方が野生鳥獣を捕獲した際に、スマホを活用し、写真を撮影し登録することで、捕獲日時や捕獲場所を記録できるシステムを導入いたしました。これによりこれまで個々の情報だった出没区域や生態等の一部など一元化に記録できることになり、今後の獣害対策に役立て

るものと考えております。

社会保障の充実について、ソフト事業の現状と課題についてであります。子育て支援について令和3年3月1日に役場健康福祉課内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供ができる体制を整えました。

また、子供とその家庭及び妊産婦等の相談業務を主とした子ども家庭総合支援拠点を令和4年度末までに設置をする予定でございます。

川場村災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定を川場村社会福祉協議会と締結いたしました。この協定は、村内で大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動を行う団体や個人を支援する災害ボランティアセンターを速やかに社会福祉協議会が設置することや、村と社会福祉協議会の役割と協力事項、費用負担等を定めたもので、被災者の生活支援を効果的に進めることを目的としております。今後、大規模災害に備え、村と社会福祉協議会が連携し、村民の皆さんが安心して過ごせるよう取り組んでまいります。

健康づくりの推進について、新型コロナウイルス感染拡大の防止のために、オンライン診療が今後拡大され、各医療機関の対応方法も変化し、オンラインでの診療となった際、要望に応えられるようボランティアの皆さんに協力をいただき、支援を検討していきたいと思っております。

グローバル対応を前提とした地域特性、環境、文化、産業の情報体系の構築については、全国の道の駅の中でもトップクラスの存在となった川場田園プラザでは、飲むヨーグルトやフレッシュチーズなど、川場村産の原料を生かした独自の商品がブランド力を持つようになってきております。中でも川場地ビールは製造して店頭販売の形態から、製造して出荷という割合が多くなり、国内のみならず、海外、特にアメリカにおける販路も拡大し続けております。

村内に2か所ある酒蔵でも、国内の既存の販路のみでなく、国外を想定した新たな販路拡大と、それに向けた商品開発を行っているところは、新聞報道などから議員各位もご存じのところではございます。

群馬大学と連携した取組では、県内在住の外国人を招き、村内の観光ルートをウォーキングしたり、母国の料理と日本の田舎料理をそれぞれ作り、試食し合うなどのイベントを行いました。

視線を広く持ち、海外の人から見て川場村の何が評価され、何を求められているのかを知ることが大変重要なことであると考えております。

教育・文化の発展についてですが、先ほども述べましたとおり、学校、家庭、地域が夫々の垣根を越えて交流したり、情報の共有を図ったりすることにより、小さなお子さんからお年寄りまで心豊かな生活を送れるようにすることが何よりも重要であると考えております。

そこで、就学前教育の充実では、村内有志により家庭教育支援チームを立ち上げ、この12月よりしゃべり場という名称で子育てについて相談に乗ったり、講演会を開催したりしていく予定であります。また、学校教育の充実については、毎月の定例校園長会や管内連絡協議会において情報交換を密

に行い、こども園、小学校、中学校の連携強化に努めております。

さらに、社会教育の充実については、婦人会や文化協会などの各種団体等との連携を密にするとともに、小中学校9年間にわたる川場学の学習にできるだけ多くの村民の方に参画していただき、直接川場の歴史や伝統文化等教えていただきながら、相互の交流の場となるよう内容の充実を図っているところであります。

なお、村内に残る史跡や文化的建造物の保存については、今後の課題の1つであり、平成31年3月に発行された川場村誌を有効に活用し、多くの議論を積み重ねながら慎重に進めていきたいと考えております。

地域経済活性の聖地として発展について、水や農産物などを原料とする企業の生産品のブランド力が高まることで、それらが作り出される自然環境や文化を持つ地域としての川場村そのものがブランド化されるようになるわけであります。

既に独自の村づくりにより知名度を持つ川場村ではありますが、話題性ではなく国内外で認知されるような地域力としての川場村というブランドをつくり上げるためには、独自性や品質性に加え、情報発信力の向上と仕組みづくりが今後の課題であると考えております。

村では、川場学を子供たちが学ぶという取組を行っております。子供たちを含む村民が村をよく学び、価値を知り、村に誇りを持つことが川場ブランドづくりの第一歩だと考えております。

そして、その延長線上にあり、総合計画にうたっている地域経済活性教育や地域リーダー教育に関するプログラムや、それを可能にするシステム開発に値するものの実現に向け、まだまだ時間も必要ですし、ノウハウや地域にも習得するための産学官連携も不可欠であります。着実に取組を進めていきたいと考えております。

川場村総合計画は、川場村における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する将来目標や施策を示したものとなっております。10年間の長期計画となっているため、社会経済情勢の変化や多様化する住民ニーズなど、様々な課題に的確に対応するために計画内容の見直しも必要となっております。

議員各位におかれましては、総合計画の進捗の管理及び効果の検証に対し、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。黒田まり子議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） 大変丁寧なご回答をいただきましてありがとうございます。

独自の村づくりを川場村進めてきまして、またそれを地域力のブランドづくりということでこれからますます進めていくのかなと思っておりますが、地域化の聖地としての発展という中で、本村は最も社会にアピールできるコンセプトとしては農業や観光、道の駅といった個別の自称に限定せず、これら全てを包括した総合的な地域経済活性の取組を考えることが求められる、これがまさにただそこに

あるものをものとするのではなく、それにソフト事業を入れてより発展させていくということがここに凝縮された言葉だと思うんですけども、単に地域経済活性というよりは、ここにはもう村づくり、地域力のブランド化みたいなところが入っていたんだと思うんですね。ここには、先ほど村長がおっしゃった川場学とか、それから人材育成だとかそういうものが生かされるコミュニティづくりとして川場村をつくっていく、そのためのソフト事業だと思うんですけども、その展開する中で、今進められている新庁舎の建設であったり、それから小中一貫校をつくっていくという、この動きがまさにその動きを裏づけていく動きになっていくのかなと思います。

改めて、最後お聞かせいただきたいんですけども、新拠点をつくることと、それから小中一貫校をつくること、それから川場学ですね、村を全体として捉えてソフトの部分で力をつけていくということですけども、そこをもう一つ具体的にお話ししていただけますでしょうか。ちょっと分かりにくい質問で申し訳ないですが。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えいたします。

新規拠点構想の中で村の役場の機能をそちらに移し、そういった中で進めていくということですが、小中一貫校についてもやはり明治の時代から川場村は、先人の皆さんが人作り、教育に非常に熱心に取り組まれておまして、それを川場村は脈々と受け継いでいるということでありまして、川場村が先日世田谷区とちょうど40年を迎えるという記念式典を行ったところでありますが、まさにその世田谷の誘致が川場村を残そうという意思の中で、40年続けてきた社会実験であるということでもあります。

これもずっと実験を続けていくわけでありまして、40年前4,000人だった人口が、3,300人ということで700人減少しているところでありまして、これはまた今後もその減少は続けていくことになるかなと思うわけでありまして、そういう中でもその減少率を幾らかでも低下をさせなければならないということでもあります。

今出生率も10人から15人ということで減少しているわけでありまして、小学校1年から中学校3年まで、大体1学年30人前後ということで今保っているところでありますが、そういった子供が中学校を卒業して、やがて高校は川場にはないわけでありまして、高校は村外から出て、そしてまた高い教育ということでそれぞれ大学に行く子供が非常に多くなっているわけでありまして、川場から巣立った子供、今でいうと30人がみんな出ていってしまっていて、帰ってこなければ川場村は終わってしまうということでもありますので、小中一貫校にして1年生から9年生の間により川場のいいところ、川場のすばらしいところをしっかりとこの9年間で身につけていただいて、高校、大学には村外に出るわけでありまして、その後にはまたその子供が川場に帰っていただけるようなやはり仕組みづくりをしないと、川場村も滅びてしまうということでもありますので、そういったところをしっかりとやっ

ていかなければならないというのが根本的な信念になるということでありまして、そういったところを議員各位にご協力をいただきながら、より効率的にまた効果的になるように仕組みづくりをこれからつくっていきたいと考えているところであります。以上です。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） ありがとうございます。

地域力、ブランド力を高めて、子供たちが子育てするなら川場村だよ、住みやすいのは川場村だよ、川場っていいところだよということが地域のブランド力として日本中に広まっていったらいいなと思っております。私もできる限り力はないですけども、そこに少しでも力を使えたらと思っています。

本日は、丁寧なご回答をいただきまして、ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（角田文雄君） 以上で、8番黒田まり子さんの質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第64号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第3、議案第64号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第64号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度が見直され、掛け金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたことから、少子化対策の重要性を鑑み、出産育児一時金40万4,000円を40万8,000円に引き上げ、出産育児一時金の支給総額42万円を維持するための川場村健康保険条例の一部を改正するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第64号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第65号 川場村下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第4、議案第65号 川場村下水道条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第65号 川場村下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

川場村の下水道は平成9年10月28日供用を開始し、24年が経過をしております。その間、使用料については、一度も改正を実施しておりませんでした。近年下水処理場における最大処理能力を上回る汚水が流入している傾向にあり、放流水を適正に保つことが困難な状況にあります。

よって、今年度より処理能力の増加を図ることといたしました。その分運転経費、薬品代など相当の経費が必要となります。川場村下水道事業特別会計の予算は大部分を一般会計からの繰入金で賄っている状態です。一般会計の予算事情も非常に厳しく、今以上の繰り出しは困難と判断し、苦渋の決断により使用料の改定を実施するものであります。

今回の改正では、表記の一部訂正と、使用料について一般用の基本料金を1か月につき200円増額し1,000円に、超過料金を1立方メートルにつき20円増額し100円とするものであります。

なお、本案につきましては、去る8月31日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第65号 川場村下水道条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第66号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（角田文雄君） 日程第5、議案第66号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第66号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第5号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,603万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,193万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金6,029万4,000円、地方交付税3,869万円、寄附金2,450万円、県支出金255万円をそれぞれ追加計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明をいたします。

第2款総務費は、2,884万1,000円を追加計上いたしました。基金積立金1,500万円、ふるさと納税特典経費450万円、新拠点構想推進費委託料345万円等であります。

第3款民生費は、2,849万1,000円を追加計上いたしました。子育て世帯へ臨時特別給付金2,500万円等であります。

第4款衛生費は、3,168万9,000円を追加計上いたしました。分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン2,000万円、ワクチン接種関連委託料929万8,000円等であります。

第6款農林水産業費は、1,371万6,000円を追加計上しました。小規模農村整備工事費請負費376万2,000円、地方創生応援税制事業補助金950万円等であります。

第7款商工費は、334万7,000円を追加計上しました。観光施設修繕工事請負費298万7,000円等であります。

第8款土木費は、1,276万5,000円を追加計上いたしました。舗装補修等工事請負費200万円、村道改良工事請負費500万円、橋梁補修工事300万円等であります。

第10款教育費は718万5,000円を追加計上いたしました。小中一貫校に係る委託料577万3,000円等であります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしく御審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（角田文雄君） ここで担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） それでは、令和3年度川場村一般会計補正予算（第5号）の詳細説明をいたします。

令和3年度川場村の一般会計補正予算（第5号）では、歳入歳出それぞれ1億2,603万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,193万1,000円とするものです。

4ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入、補正前の額44億9,589万7,000円に、補正額、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は1億2,603万4,000円で、歳入合計を46億2,193万1,000円とするものです。

5ページは歳出になります。補正前の額44億9,589万7,000円に補正額、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は1億2,603万4,000円で、歳出合計を46億2,193万1,000円とするものです。

補正予算額の財源内訳は、国県支出金6,284万4,000円、その他2,450万円、一般財源3,869万円です。

詳細は後ほど説明いたします。

6ページをご覧ください。

歳入の詳細説明となります。

10款1項1目地方交付税3,869万円追加。

14款1項1目5節児童手当交付金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費2,500万円、これは18歳未満500人へ5万円を給付するものになっています。また、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費、これはその給付金のシステム改修等事務費に充てられるものです。2目衛生費国庫負担金新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,080万6,000円、これは接種にかかる経費とさせていただきます。これらにつきましては、国庫10分の10の補助金となります。

14款2項1目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金397万円、これは歳出の企画

費に充当させていただきます。内容につきましては、歳出の場面で説明させていただきます。3目衛生費国庫補助金地域経済循環創造事業交付金1,997万8,000円、これは歳出の環境衛生費に充当させていただきます。これにつきましても歳出の場面で説明させていただきます。

7ページになります。

15款2項4目小規模農村整備事業補助金220万円、これは上宿原地区の農道整備工事が変更により増額になりました。続いて、6目教育費県補助金の地域振興調整費補助金35万円、これは吉祥寺にありますヒメコマツに関するものとなります。

17款1項2目ふるさと寄附金1,500万円の追加は、ふるさと寄附金につきましては、当初予算で5,000万円が措置されており、今回の追加によりふるさと寄附金が合計で6,500万円となります。企業版ふるさと寄附金につきましては、950万円の追加、これにつきましては、当初予算で50万円が措置されておりましたので、企業版ふるさと寄附金は合わせて1,000万円となります。

8ページをご覧ください。

歳出の詳細説明になります。

2款1項1目3職員手当等時間外勤務手当が100万円の追加、18負担金補助及び交付金利根沼田定住自立圏職員研修連携事業負担金1万円、これは定住自立圏構想におけるもので、沼田市で開催される職員研修に川場村の職員が参加する負担金となります。

3目財産管理費積立金、その他積立金1,500万円、歳入のところで説明いたしましたふるさと寄附金の全てをほたかの里基金に積み立てるものです。

4目企画費10需用費ふるさと納税特典経費450万円、これは1,500万円のふるさと寄附金に対しまして30%の返礼品となります。11役務費ふるさと納税UNIOSS関連手数料70万4,000円、委託料のところでふるさと納税UNIOSSシステム開発委託料341万円、使用料及び賃借料のところでふるさと納税自販機借上料20万4,000円とありますが、これにつきましては自動販売機でふるさと納税をできるシステムを田園プラザに配置し、田園プラザを訪れたお客さんにふるさと納税をしていただくというものでございます。この費用につきましては、国県支出金がコロナ対策交付金として397万円が充当されております。

11目新拠点構想推進費です。新拠点構想消耗品費が50万円、建築確認等申請手数料が106万9,000円、次のページに行きまして、役場庁舎建築工事監理委託料が495万円更正減されておりますが、これは建築工事の期間が短縮されたことによりまして、減額となっております。同様の理由で役場庁舎等追加設計調整業務委託料が333万円追加されております。これは、設計変更が生じたことから333万円の追加となりました。役場庁舎等家具関係設計業務委託料は、450万円となります。土地鑑定業務委託料60万円ですが、土地開発公社で造成した土地を適正価格で購入するために、土地の鑑定業務を行います。

続きまして、10ページをご覧ください。

10ページ、3款1項3目老人福祉費12節委託料で高齢者送迎委託料32万円、これはコロナワクチン接種時に移動手段のない高齢者等の送迎費に充てるものです。

11ページ、3款2項1目児童措置費12委託料、電算委託料の中で、e-SUITE児童手当システム改修委託料44万円、これは児童手当法の法改正に対応するものとなっております。子育て世帯への臨時特別給付金システム改修委託料は62万3,000円となっておりますが、子供たちへ5万円をそれぞれ給付するためのシステム改修となります。14工事請負費川場村学童クラブ排水施設補修工事費89万1,000円、これにつきましては学童保育場の園庭と、その前にあるリンゴ園との間に、排水施設があるわけですが、その具合がよろしくなく、雨水等がリンゴ園等に流れ込んでしまうために、補修工事を行うものであります。扶助費子育て世帯への臨時特別給付金2,500万円、歳入のところでもご説明いたしましたが、1人5万円を500人の子供、18歳未満の子供へ給付するものでございます。そして、償還金利子及び割引料で令和2年度子ども・子育て支援交付金返還金68万8,000円とありますが、これは令和2年度事業費が確定したことによる返還金となります。続いて、12ページをご覧ください。

4款1項3目衛生環境費のところですが、ここで分散型エネルギーインフラプロジェクトについて説明させていただきます。分散型エネルギーインフラプロジェクトとは、地方公共団体を核として地域エネルギー会社及び金融機関等地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物、太陽光等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるもので、地域内経済循環や、災害時でもエネルギー供給が途絶えないシステムづくりを推進するものとなっております。そのための調査委員会の委員謝金が24万9,000円、そのマスタープラン策定委託料が2,000万円となっております。財源内訳として、1,997万8,000円が国からの補助金として交付されるものであります。

また、ここで一部訂正をお願いしたいと思います。7報償費の中の説明文の中で、分散型インフラエネルギープロジェクトとありますが、正式には分散型エネルギーインフラプロジェクトになります。インフラとエネルギーの位置が誤植されてしまいました。訂正してお詫びさせていただきます。

続きまして、8目健康増進費委託料で各種健診希望調査受診票作成委託料44万9,000円、これは新年度に向けたものとなっております。

続きまして、11目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費になりますが、ここでは7節から次ページにわたる17節まで予算を措置させていただいておりますが、これにつきましては3回目のワクチン接種にかかる経費となっております。また、その中で12委託料の中の一番下に時間外休日接種委託料496万8,000円とありますが、これにつきましては既に行っております田園プラザで行いました職域接種、またパース病院で行われた時間外接種における1回目、2回目の実績の数値によるものでございます。

6款1項8目土地改良等整備事業の中の12委託料小規模農村整備事業調査的委託料が26万4,

000円追加となっております。これは、上宿原農道の増額変更によるものです。

続きまして、14ページをご覧ください。

14ページの一番上に小規模農村整備事業工事請負費376万2,000円が追加されております。これも同様に上宿原地区の農道整備工事の変更によるものでございます。

6款2項2目林業振興費18負担金補助及び交付金の中で、地方創生応援税制事業補助金950万円とあります。ここでは、当初予算で50万円を措置しておりましたので、合わせて1,000万円がここで予算措置されたわけですが、これにつきましては野菜工場経費またブランド化に向けた経費としてウッドビレッジ川場へ補助するものとなっております。

続いて15ページになります。

7款1項2目観光費需用費とありますが、かわたんグッズ代30万5,000円、これはかわたんの缶バッジ、それからトートバッグを整備するものです。12委託料の中で、道の駅事業継続計画策定業務委託料55万円とありますが、これは田園プラザが防災道の駅に指定されたことから、この計画の策定を求められているところでございます。工事請負費、観光施設修繕工事298万7,000円ですが、ビールレストランの屋根、それからホテル田園プラザの温浴施設、また田園プラザ内のキュービクルの交換等の修繕工事になります。

8款1項1目住宅リフォーム助成60万円ですが、20万円分、3件分を予定しております。

16ページをご覧ください。

8款2項1目道路維持費委託料村道維持補修作業委託料55万円ですが、これは武尊大橋にかかる支障木の撤去搬出作業になります。14工事請負費舗装補修等工事請負費200万円の追加ですが、村道の補修等に充当されるもので、この時点ではどの箇所を整備するということはまだ決まっておりません。2目道路新設改良費の中で、7節から13節までの経費につきましては武尊大橋の開通式にかかる経費をここで計上させていただいております。

そして、14工事請負費村道道路改良工事請負費500万円とありますが、これは谷地生品線の附帯工事にかかるものでございます。その下にあります橋梁補修工事につきましては、300万円を追加してございます。現在工事を進めております谷地橋の追加工事となります。主に塗装工事に活用される費用となります。

17ページをご覧ください。

10款1項2目事務局費の中の委託料、小中一貫校施設等基本構想作成委託料202万1,000円、小学校長寿命化計画策定業務委託料357万2,000円ですが、これは小中一貫校に向けた準備工程になります。14工事請負費の小学校・中学校インターネット回線増設工事75万2,000円ですが、現在小学校・中学校では1回線ずつインターネット回線が整備されているわけですが、アクセスが集中しますと動きが悪くなるということから、もう1回線追加したいということからここで75万2,000円を追加させていただきました。3目国際交流事業費の中で、中学生海外派遣交流

代替事業補助金に92万5,000円が更正減されておりますが、イングリッシュキャンプが8月に実施され、事業費が確定したことからここで92万5,000円を更正減させていただいております。

10款2項1目学校管理費で工事請負費備品購入費が予算計上されておりますが、これは体の不自由な児童がおりますので、その事業のための整備費となります。

続いて、18ページをご覧ください。

18ページ、10款5項4目交流事業費世田谷川場交流事業臨海学校補助金63万円の更正減、これにつきましては事業が実施できなかったために、ここで更正減させていただいたところです。5目埋蔵文化財調査費枯村木伐採搬出作業委託費100万円、これは吉祥寺にありますヒメコマツの枯れた枝部分の伐採等の経費となります。これには、県からの補助金35万円が充当されております。

19ページになります。

10款6項2目給食センター費調理用機械器具修繕料49万5,000円ですが、これは給食センターのピーラーの入替えの経費になります。ピーラー入替え修繕経費となりますので、よろしく願いいたします。

詳細細部説明につきましては、以上でございます。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出ともに一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。8番黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） 12ページになります。歳出の衛生費ですね、4款衛生費の中の3の環境衛生費の中で先ほど説明があったのですが、分散型エネルギーインフラプロジェクトというのがありまして、どういうものかということは何だったんですけども、具体的には川場村としてはどういうことをしようという構想なんでしょうか。

○議長（角田文雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） ご質問の内容ですが、これはマスタープランの策定業務になります。新拠点を中心に太陽光、それから木質バイオマス、それから家畜糞尿等地域資源を再生エネルギーにしまして、それをエネルギーシステムとして計画を組み立てるものでございます。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） 新拠点を中心にした再生エネルギーということですね。バイオマスを使ったエネルギーだとか、あと太陽光とかそういうのが全て入ってくると、はい、分かりました。

もう一つ伺いたいんですけども、17ページの教育総務費の中の事務局費の中に、小中一貫校の施設の基本構想ということですけども、この構想の中で具体的にできあがってこないと分からない面も多いかと思うんですけども、今の現時点での例えば、今の小学校のどこのどう直すとか、新しくこういう校舎を造るとか、そういうふうなもし分かっていたら、今のうちに分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（角田文雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） それでは、質問にお答えいたします。

小中一貫校については、校舎関係の基本設計と現在の小学校校舎の長寿命化計画を作成する業務でございます。

現在の小学校校舎の南側に新築校舎を増築、渡り廊下で現在の小学校校舎と接続する計画となっております。

教室の配置等について、小中学校の先生方にご協力いただき、協議を進めている段階でございます。以上です。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第66号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第5号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（角田文雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、12月10日の会議は、午前9時から開催しますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時27分散会